

龍ヶ崎市第 5 次情報化推進プラン

龍ヶ崎市

令和 5 年3月

— 目 次 —

第 1 章 基本的な考え方.....	1
1 策定の背景.....	1
2 策定の目的.....	1
3 本プランの位置づけ・期間.....	2
4 推進体制.....	3
第 2 章 現状と課題.....	4
1 情報化を取り巻く状況.....	4
(1)社会の動向.....	4
(2)国などの動向.....	5
2 情報化推進の現状と課題.....	9
(1)これまでの取組.....	10
第 3 章 基本目標.....	14
1 実現に向けた施策の体系.....	14
2 実現に向けた施策.....	15
1)市民サービスの向上.....	15
(1)行政手続の電子化【重点項目】.....	15
(2)行政手続の簡略化.....	16
(3)キャッシュレス決済の拡大.....	17
(4)ワークスペースの整備支援(Wi-Fi 環境の整備).....	18
2)行政運営.....	19
(1)電子決裁・電子文書(ペーパーレス).....	19
(2)基幹系システムなどの最適化【重点項目】.....	20
(3)デジタルの人材の育成【重点項目】.....	22
(4)個人情報保護・情報セキュリティ.....	23
3)地域社会.....	24
(1)マイナンバーカードの活用.....	24
(2)オープンデータの公開・活用.....	25
(3)デジタルデバイドの解消【重点項目】.....	26
(4)多言語対応の充実.....	27
用語解説.....	28

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景

平成29年度に「第4次龍ヶ崎市情報化推進プラン」(以下、「前プラン」。)を策定してから6年が経過し、この間、通信網の著しい発達により、インターネットを利用したスマートフォンやタブレット端末などによるモバイルデータ通信の拡大やクラウドコンピューティング技術の発達、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の著しい普及や情報通信技術(ICT)は、これまで以上に急速に進歩しました。

一方で、インターネットを利用した標的型攻撃による情報漏えいなどの情報セキュリティに対する脅威も増大していることから、これまで以上に情報セキュリティ対策が求められています。

さらに前プランの期間中には、新型コロナウイルスが全世界に猛威を振るい、新しい生活様式が求められたことにより、行政サービスのデジタル化が一気に加速する契機となりました。

社会経済情勢の変化に伴いデジタル技術の向上が日進月歩で進む中、本市としてこれらの変化に適応していくためには、行政の在り方そのものを見直すとともに、デジタル技術や市の保有するデータを効果的に活用して課題解決に向けた取組が重要となってきます。

そこで、前プラン以降の国などの施策を反映させるとともに、龍ヶ崎市の未来の「あるべき姿」を見据え、デジタル行政の進むべき方向や基本的な考え方を示すために「龍ヶ崎市第5次情報化推進プラン」を策定します。

2 策定の目的

本プランは、本市における情報システムを利用した情報化施策を実現するための計画です。

本プランのもとで、効果的な情報化を計画的に推進し、最新の情報技術を活用した行政サービスの実現や情報発信といった暮らしが豊かになる行政サービスの提供を行い、行政活動の透明性を確保することで、情報化推進における市の役割を明確にし、龍ヶ崎市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030」の方向性と情報化に関する方向性の整合性を担保することを目的とします。

3 本プランの位置づけ・期間

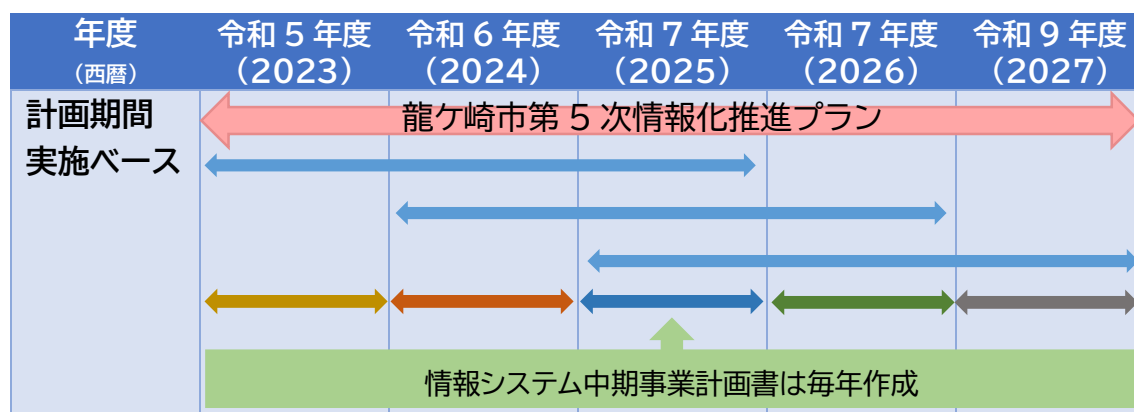
本プランは、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030」の個別計画として、令和 9 年度に向けた達成目標「Creation -ともに創るまち・龍ヶ崎-」を踏まえ、情報通信技術を活用した利便性の向上と質の高い市民サービスを実感できる地域社会の実現などを旨とするための計画です。

また、本プランは官民データ活用推進基本法^{*1}第 9 条第 3 項により策定に努めるよう規定された「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けます。

本プランの計画期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

ただし、急速な社会情勢の変化に対応するため、3 年間を実施ベースとし必要に応じて適宜、内容の見直しを行います。

なお、本プランの目的達成のため、アクションプランとして今後 5 年間の行政のデジタル化に向けた、情報システム中期事業計画書を毎年作成します。



また、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」^{*2}において、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容について「自治体 DX 推進計画」として取りまとめがされ、令和 3 年 7 月 7 日付け通知により、公表する手順書に従った計画づくりを進めるよう要請があったところです。

そのため、本市の推進プランは、国の手順において示された項目で策定を進めており、自治体 DX 推進計画における「全体方針」として位置付けを行うこととしました。

^{*1} 少子高齢化などの様々な課題に対応するため、国、地方自治体、独立行政法人、民間事業者などが管理するデータを活用することが必要なことから、データを活用した新ビジネスの創出やデータに基づく行政、医療、介護、教育などの効率化を目的として、平成 27 年 12 月に施行された。

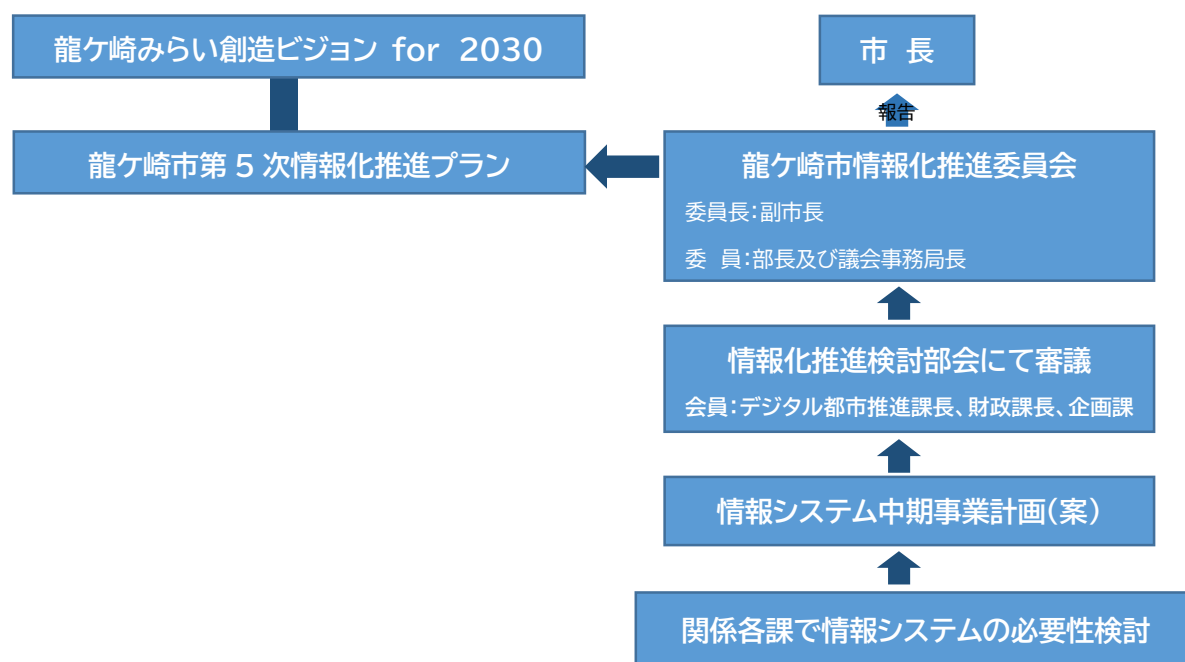
^{*2} デジタル化の活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化～を基本とし、国・地方のデジタル化の指針を盛り込んだもので令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された。

4 推進体制

情報化の推進にあたっては、担当部署にとどまらない組織横断的な協議・調整が必要となるため、「龍ヶ崎市情報化推進委員会」が中心となって推進していきます。

ただし、取組内容により、担当課や関連部署などからの意見を取りまとめるため、専門部会を組織して、機動性のある推進体制により、効率的・効果的な取組を行います。

また、必要に応じ、DXを加速度的に進めるための体制の構築を検討します。



第2章 現状と課題

1 情報化を取り巻く状況

(1) 社会の動向

近年のインターネット回線の高速化かつ大容量化、さらには通信費用が安価で利用が容易になったことで、様々な情報を収集する手段としてインターネット回線を利用する人の割合は、年々増加傾向にあり、国民全体で82.9%(総務省 令和3年度通信利用動向調査)となっており、特に13～59歳の各年齢層では9割を超えています。

また、スマートフォンを保有している世帯の割合は、国民全世帯のうちで88.6%となっているなど、今後もスマートフォンの普及が進むことが予測されます。

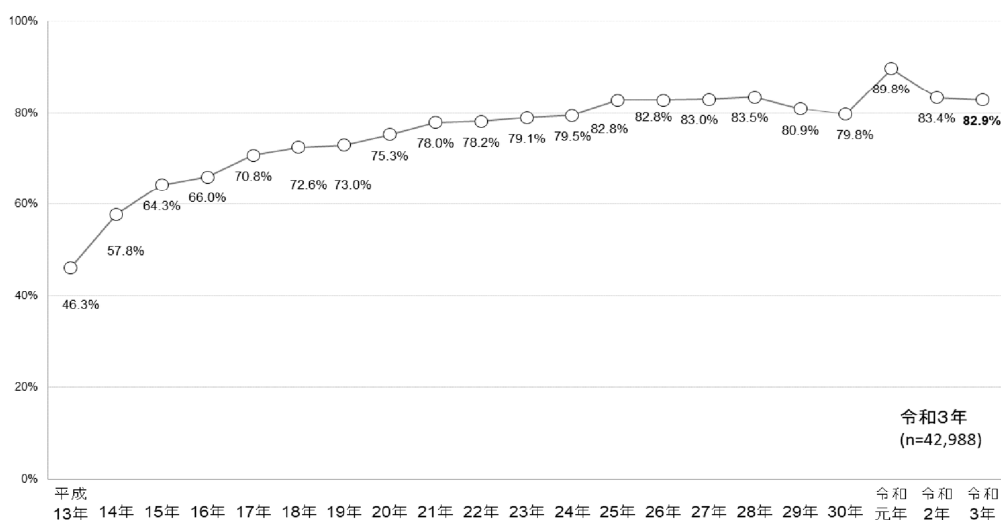
これらの調査結果から、外出先でも手軽にインターネットを利用できる環境が普及しているといえます。

最近の傾向では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一つとして、在宅勤務などの働く場所を選ばずに仕事ができる環境を整えるため、インターネットを利用したりリモートワークやテレワークを導入している企業が増えており、本来の職場から遠距離でも仕事ができるように変化しつつあります。

また、民間企業では、労働力不足の解消や働き方改革のために人工知能(AI)をシステムに組み込んだデジタル技術を有効的に活用した事例も見受けられるようになりました。

さらに身近なところに目を向けると、個人でもスマートフォンやタブレット端末を利用する機会が増えたことにより、手軽にインターネットショッピングや動画配信サービスなどを利用でき、利便性を実感できるようになりました。

インターネットの利用状況(個人)



(注) 令和元年調査については調査票の設計が一部例年と異なっていたため、経年比較に際しては注意が必要。

(2) 国などの動向

近年の情報通信技術の進歩により、大きく社会が変革する中、国では全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実現できるデジタル社会の実現を図ることを目的に制定された「官民データ活用推進基本法」(平成 28 年法律第 103 号)に基づき、「官民データ活用の推進に関する基本的な計画」として、平成 29 年に「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しました。

令和元年には「情報通信技術の活用による行政手続などに係る関係者利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続などにおける情報通信技術の利用に関する法律」が改正され(いわゆる「デジタル手続法」)、行政のデジタル化に関する基本原則などが示され、行政手続のオンライン化を原則としました(地方公共団体などは努力義務)。

デジタル手続法案※の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等(行政手続オンライン化法の改正※)

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル行政推進法)」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンストップ：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)について、**オンライン実施を原則化**(地方公共団体等は努力義務)
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施**(電子署名等、電子納付)

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**(登記事項証明書(2020年度情報連携開始予定)や本人確認書類(電子署名による代替)等を想定)

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API(外部連携機能)の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正(高齢者等に対する相談、助言その他の援助)

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

1

※内閣府ホームページから抜粋

そういった中で新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して行われた持続化給付金では、オンライン化の遅れによる支給業務で遅延が発生し、社会全体のデジタル化の遅れが浮き彫りになりました。

このような状況を受けて、国は令和 2 年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、「社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、日本が抱えてきた多くの課題の解決、そして今後の経済成長にも資する。単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、

組織の在り方などをそれに合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が「新たな日常」の原動力となる。」として、デジタル社会の目指すビジョンを掲げました。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル社会形成の基本原則 (①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献)

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁の業務

- ✓ 国の業務システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、デジタル大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監、デジタル審議官 他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁を発足（予定）

令和2年12月25日閣議決定 を元に作成

この基本方針などを踏まえ、デジタル社会の基本理念などを定めた「デジタル社会形成基本法」をはじめとするデジタル改革関連法(①デジタル社会形成基本法、②デジタル庁設置法、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律)が令和3年5月12日に成立しました。

現在、デジタル社会実現のための司令塔として、令和3年9月1日にデジタル庁が発足し、国や地方公共団体、民間事業者などの関係者と連携し、社会全体のデジタル化を推進する取り組みをけん引し、デジタル行政の推進を行っています。

また、茨城県では令和4年度から令和7年までの4年間を計画期間とする「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」に上記の関連法案等を反映させ、オープンデータの推進やデジタルデバイドの解消、住民サービス向上のための行政手続のデジタル化といった施策を推進しています。

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

- デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速

サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等の**サービス設計12箇条**に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される**行政サービスの100%デジタル化**の実現
- ✓ **業務改革（BPR）を徹底**し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

国・地方デジタル化指針

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進

- ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「**（仮称）Gov-Cloud**」の**仕組みの整備**
- ✓ ワンス・オンリー実現のための**社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やプッシュ通知の検討**、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し
- ✓ 国・地方の**ネットワーク構造の抜本的見直し**（高速・安価・大容量に）
- ✓ 自治体の業務システムの**標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用**
- ✓ **強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換**
- ✓ **公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設**
- ✓ **マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等）**
- ✓ **マイナポータルのUX・UI改善**（全自治体接続等）、**情報ハブ機能の強化**
- ✓ **個人情報保護法制の見直し**（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）
- ✓ 戸籍における**読み仮名の法制化**（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化）

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）

- ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ **クラウドサービスの利用の検討の徹底**、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進
- ✓ **情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保**
- ✓ **新たなデータ戦略**に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ **デジタル庁の設置も見据え**、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における**一元的なプロジェクト管理**を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、**情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大**（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討）
- ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする**新たな調達・契約方法の試行**
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうち**システム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減**を目指す（令和2年度比）
- ✓ **外部の高度専門人材活用の仕組み**、公務員試験による**IT人材採用の仕組み**を早期に導入

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- ✓ **書面・押印・対面の見直し**に伴い、行政手続の**オンライン化を推進**
- ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、**各手続における添付書類の省略を実現**
- ✓ 子育て、介護、引越し、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続について**ワンストップサービスを推進**
- ✓ **法人デジタルプラットフォーム**の機能拡充による法人等の手続の利便性向上

デジタルデバйд対策・広報等の実施

- ✓ 身近なところで相談を受ける**デジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施**
- ✓ **SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施**

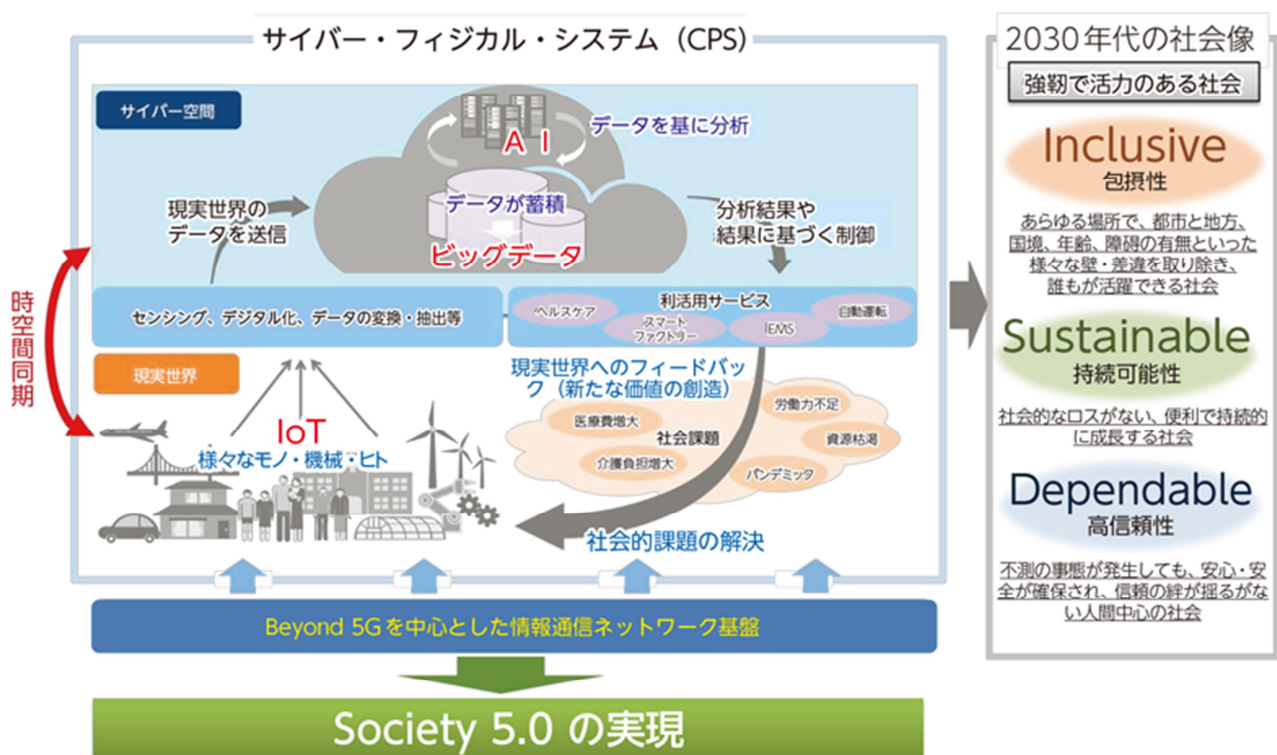
地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ **自治体の業務システムの標準化・共通化**を加速（国が財源面を含め支援）
- ✓ マイナポータルの活用等により**地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化**を推進
- ✓ 「**自治体DX推進計画**」に基づき自治体の取組を支援
- ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 「**地域情報化アドバイザー**」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

【自治体 DX 推進計画 重点取組事項】

- (1)自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2)マイナンバーカードの普及促進
- (3)自治体の行政手続のオンライン化
- (4)自治体の AI・RPA の利用推進
- (5)テレワークの推進
- (6)セキュリティ対策の徹底

◆2030 年代に期待される社会像(令和 2 年版情報通信白書「総務省」より)



2 情報化推進の現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、行政のデジタル化対応の遅れが指摘され、書面、押印、対面を前提とする事務の抜本的な見直しの必要性が明らかになるなど、多くの課題が浮き彫りになりました。

そういった中、政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョンである「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を実現するためには、身近な行政である地方自治体の役割は極めて重要となってきます。

新しい生活様式に対応しながら市民サービスの向上や業務効率化を図るためには、既存の情報システムや情報資産を活かしつつ、「デジタル技術などを活用して、これまでの考え方や仕組みを変革する」いわゆる「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」を進めていく必要があります。

令和3年5月に「デジタル改革関連6法」が成立し、9月にデジタル庁が設立され、各府省や地方自治体のシステムに関する国の体制強化、マイナンバーカードを活用したオンライン手続の促進など、国全体の強力なデジタル化の推進の中で様々な具体的な取組が進められようとしています。

本市では今後、さらなる少子高齢化などによる人口減少問題に直面することが予想され、多様化や複雑化する行政需要に対応していくためには、デジタル技術の活用やデジタル人材の育成、業務のフローの見直しといった有効かつ効率的な行政運営が求められています。

(1)これまでの取組

前プランでの取組状況については、以下のとおりです。

①便利で質の高い行政サービスの実現

NO	取組内容	取組項目	内容
1	個人番号カードの利活用	コンビニエンスストア(以下、コンビニ。)交付への完全移行作業	市役所本庁舎に設置された自動交付機を廃止し、コンビニ交付へ完全移行。
2		税に関する証明書のコンビニ交付追加	コンビニなどでの課税証明書・非課税証明書の交付を開始。
3		個人番号カードの普及促進	個人番号カード(マイナンバーカード)の普及促進のため、周知・広報に努めた。
4	提供する行政情報などの充実	市公式 HP の充実(スマートフォン対応版)	市公式 HP リニューアルに合わせ、スマートフォンなどに対応したデザインに変更。
5		オープンデータ化の推進	公開できるオープンデータの精査。
6	行政サービスの電子化	公共施設予約システムの充実	茨城県及び市町村で共同調達を行った予約システムにてスポーツ施設のオンライン申請を継続。
7		電子申請・届出システムの利用促進	いばらき電子申請・届出サービス及びぴったりサービスにて、83 手続をオンライン化。
7		公金収納電子決済サービスの提供	クレジット納付をはじめ、パソコンやスマートフォンを利用しインターネットを利用し支払が出来るよう支払方法を拡大。
9	ビッグデータの活用	ビッグデータの活用	市の保有するデータについて、オープンデータの公開と併せて利活用方法を検討中。
10		オープンデータの提供	公開できるオープンデータの精査。

②市民と行政のコミュニケーションの推進

NO	取組内容	取組項目	内容
11	情報交換・交流の推進	地域ポータルサイトの活用	継続検討中。
12	市民参加の推進	ソーシャルメディアの活用	市公式 LINE の開設し SNS を活用した情報配信を実施。また、LINE を活用した新型コロナワクチン接種の予約システムを構築。

③市政運営の効率化と高度化の推進

NO	取組内容	取組項目	内容
13	情報システム整備・充実	統合型GISの充実	茨城県域統合型GISを活用した効率的な情報提供を行った。
14		被災者支援システムの充実	緊急災害時に備え、平常時から防災訓練などでの利活用を図った。
15		Wi-Fi環境の整備促進	観光拠点や防災拠点などの観点から各コミュニティセンター及び利用者の多い施設に IBARAKI Free Wi-Fi を整備し、災害拠点については、災害時に認証の不要で利用できるよう 00000JAPAN を整備。
16		会議用タブレットによるペーパーレス化	イントラネット系システムを無線 LAN 化することにより、会議などの資料をネットワーク上の共有し、ペーパーレス化を図った。
17	システム調達と運用の効率化	必要に応じた専門的知識を持った外部からの人的資源の活用	J-Lis などの主催するオンライン研修などに積極的に参加し、専門知識の向上を図った。
17	情報通信基盤の整備・充実	システムに応じたネットワーク基盤の整備	情報セキュリティ対策を考慮したネットワーク基盤を整備し、運用管理を行った。

④情報システム中期事業計画に位置付けられているシステム

NO	システム名	取組項目	内容
19	庶務事務システム	出退勤管理、休暇・時間外勤務承認手続などについてシステムによる処理	IC カードを搭載した職員証を利用し、出退勤管理ができる機器などを導入し、出退勤に関わる事務の軽減及び職員の勤務時間の可視化。
20	電子母子手帳サービス	自分と子どもの健康データや予防接種記録を記録管理し、負担軽減をはか	龍ヶ崎市電子母子手帳サービス「たつのこたち」を導入。

		りながら、出産育児のアドバイスや予防接種の勧奨通知などを提供	
21	介護保険事業所台帳システム	介護保険サービスのうち、地域密着型サービス事業所及び総合事業サービス事業所の管理	市指定の地域密着型サービス事業所と総合事業サービス事業所の管理を行うシステムを導入。
22	イントラネット系システム	主に市民への情報提供、事務処理などを目的とした基盤及びシステム	行政事務系全般を総括しているイントラネット系システムの継続運用。
23	住民情報基幹系システム	住民記録、税、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の業務などを処理することを目的とした基盤及びシステム	平成 30 年 1 月からシステムを更新し、業務の継続運用。
24	地域包括支援システム	地域住民の心身の健康保持及び生活安定のための援助支援。	市民の心身における健康保持及び生活の安定のため必要な援助を行い、保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するシステムを継続運用。
25	図書館情報管理システム	図書館及びコミュニティセンターの図書室の窓口業務や蔵書管理	図書館情報管理システムを再構築し、継続運用。
26	会議録検索システム	市議会の会議内容を検索	市議会における会議記録を管理し、公開する仕組みを更新し、継続運用。
27	都市計画基本図のデジタル化	都市計画基本図データ整備により都市計画情報発信システムを活用した市民サービス向上	都市計画基本図をデジタル化し、市公式 HP で公開。
27	GIGA スクール構想	一人一台端末などを活用した情報活用能力などを育成するための学習環境を整備	GIGA スクール構想に基づき、市立小中学校にインターネット環境を整備し、児童 1 人に対して 1 台のタブレット端末を整備。
29	小中学校校務用サーバ運用	児童生徒の学校生活に関する情報を管理し、事務処理	校務用サーバ類の集約などを行い、効率化。
30	判例インターネット検索システム	最新の判例情報をインターネットにより検索し、閲覧	業務に密接に関わる最新判例検索を容易に行うことで業務の円滑化を図った。

31	財務会計システム	予算編成から決算分析や会計処理全般などを行うシステム	予算編成や決算分析、会計処理全般などの業務効率化を維持しながら、財務評価、財務書類作成への対応が可能な新システムに移行。
----	----------	----------------------------	--

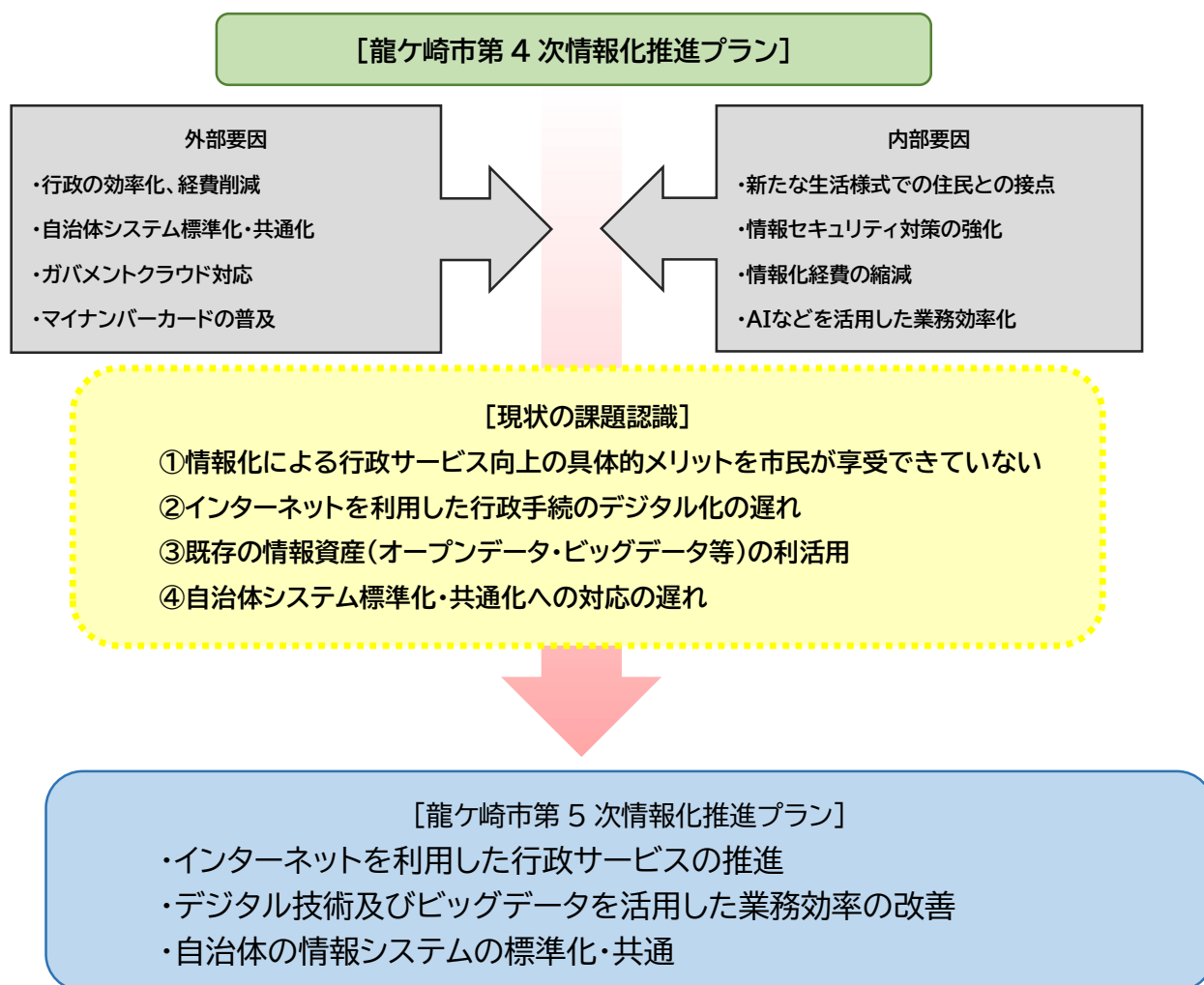
⑤計画を推進するために

NO	取組内容	取組項目	内容
32	個人情報保護・情報セキュリティ対策の充実	情報セキュリティ研修の充実	全職員を対象に情報セキュリティ研修会を毎年実施。また、個人番号を取り扱う課の職員については、J-Lis が主催するオンライン研修を実施し、情報セキュリティの強化に努めた。
33		情報セキュリティ監査体制の強化	情報セキュリティ監査の実施及びログの確認を行った。また、サーバ室などの職員単位での入室管理を行いセキュリティ対策の強化。
34		情報システム運用の強靱化	総務省から示された自治体の情報システムの“三層分離の対策”によりセキュリティ強化を実施。
35	推進体制の充実	システム操作など研修の充実	統合型 GIS などの既存システム研修会の実施。

第3章 基本目標

1 実現に向けた施策の体系

「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030」の「電子自治体の推進」の展開方向である「①デジタル・トランスフォーメーションの推進体制の構築」、「②自治体情報システムの標準化」、「③行政手続のオンライン化」、「④デジタルデバイド対策」の4つを中心とし、既に整備した環境を活用しながら、新たに発生した外部要因や内部要因を踏まえて、次の3つを本プランの目指す柱として推進していきます。



2 実現に向けた施策

1)市民サービスの向上

(1)行政手続の電子化【重点項目】

<目指す姿>

- ◆来庁せずに行政手続ができる「来させない窓口」の実現
- ◆市民の問い合わせにかかる手間や時間が少ない状態の実現

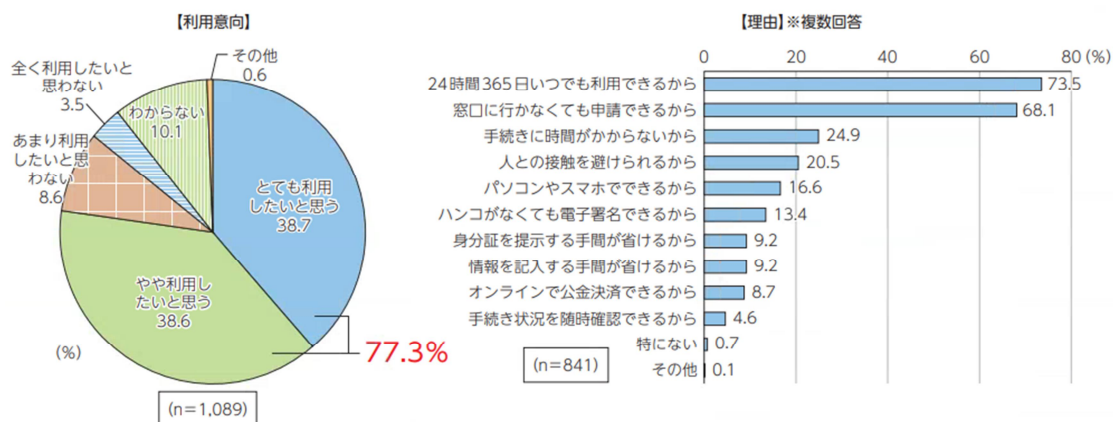
<検討・実施事項>

- ・役所などで対面での手続が必要なものなどを除き、スマートフォンやパソコンなどからオンラインで申請ができる手続を増やし、時間や場所を選ばずに手続などができるようにし、利便性の向上に努めます。
- ・AIを活用したチャットボットなどを活用することで、簡易な問い合わせへの回答を、自動化し、24時間どこからでもインターネットを通してオンラインで行うことができるようにし、職員負担の軽減を図ります。
- ・行政手続のデジタル化を推進するため、更なる業務の見直し(BPR)を行うとともに、キャッシュレス決済を導入し、市民や事業者が利用しやすい仕組みを検討します。
- ・市民へ適切な情報配信をできるよう、SNS アプリなどを活用した市民のニーズを捉えた手法での情報発信を強化します。



総務省の調査ではデジタル化が進まない理由の一つとして、「情報セキュリティやプライバシー漏洩の不安があるから」といった意見が多く占めており、今後の利用促進のためにはそういった不安の解消も重要となってきます。

オンライン行政手続の利用意向及び理由



令和3年度情報通信白書から抜粋(出典)トラスティバンク「行政手続のデジタル化に関するアンケート」

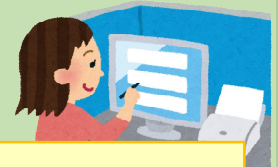
(2)行政手続の簡略化

<目指す姿>

- ◆申請書などをできるだけ記入させない「書かせない窓口」を実現し、市役所での滞在時間を短縮します
- ◆デジタル化3原則の一つである「ワンスオンリー(一度提出した情報は、二度提出することを不要とする)」の実現

<検討・実施事項>

- ・マイナンバーカードなどを活用し、市民などが窓口を訪れた際にできる限り申請書に書く作業を減らします。
- ・転入などに必要な申請書を書かずにオンラインで出来る申請数の割合を増やし、入力・チェック作業を削減し、業務効率化を図ります。
- ・デジタル化3原則の一つ「ワンスオンリー」の実現を検討し、市民や民間事業者の負担を軽減します。



デジタル手続法第2条には、「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」という3つの原則が掲げられており、重複する手続や書面による申請等をなくし、国民生活の質的向上を実現することとしています。

デジタルファースト・・・「個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」

ワンスオンリー・・・「一度提出した情報は、二度以上提出することを不要とする」

コネクテッド・ワンストップ・・・「民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する」

(3) キャッシュレス決済の拡大

<目指す姿>

◆ライフスタイルに応じた支払い手段の多様化の実現

<検討・実施事項>

- ・市民ニーズの高い施設・窓口でキャッシュレス決済を導入し、利便性の向上を広く周知することにより、利用促進を図ります。
- ・行政手続のオンライン化に合わせて、オンライン上で決済ができる手続を増やし、市民や業者の利便性の向上を図ります。
- ・現金の受け渡しを減らし、非接触でスムーズな決済を行い、市民と職員の負担軽減に加え、感染症の拡大防止にもつなげます。



令和元年 6 月に閣議された「成長戦略フォローアップ」において、令和 7 年 6 月末までにキャッシュレス決済比率を 4 割程度とすることを目標とし、キャッシュレス化の推進を図ることとされ、今後、ますます利用が進むことが想定されます。

(4)ワークスペースの整備支援(Wi-Fi 環境の整備)

<目指す姿>

- ◆施設等などに公衆無線 LAN を整備し、場所を選ばずに仕事できる環境の整備
- ◆業務継続性の向上と場所に制約されない多様な働き方の実現

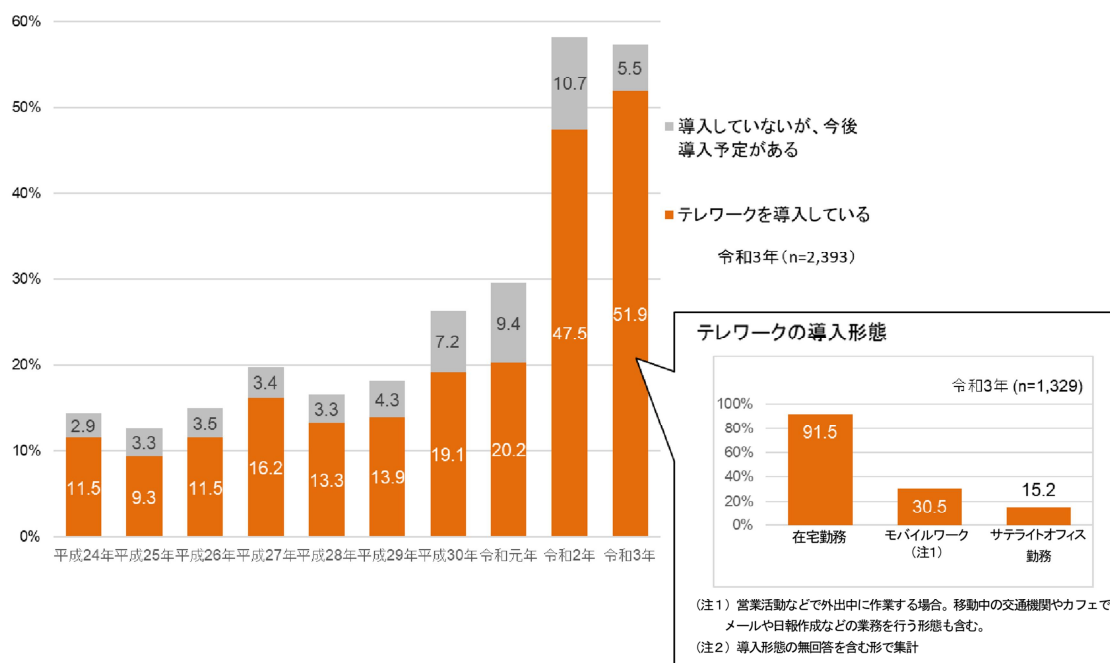
<検討・実施事項>

- ・利用者の多い公共施設などに公衆無線 LAN (IBARAKI Free Wi-Fi) の整備を検討します。
- ・国が提供するテレワーク導入事例や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」などを参考に、関係各課などと協議し市職員のテレワーク導入やフリーアドレスについて検討します。



新型コロナウイルス拡大防止のため、民間企業で自宅やサテライトオフィス等の働く場所を選ばないテレワークの導入が急速に進みました。テレワークが導入された背景として、インターネットを利用したクラウドサービスの充実があげられ、今後も利用が進むことが予想されます。

■テレワーク導入状況(民間企業)■



2)行政運営

(1)電子決裁・電子文書(ペーパーレス)

<目指す姿>

- ◆決裁手続の手間の削減と意思決定を迅速化する電子決裁の実現
- ◆紙の管理を減らしスマートな業務ができるペーパーレス化の実現

<検討・実施事項>

- ・職員が行う事務のうち、決裁の手続をオンライン化することで、書面の印刷や持ち回りの手間や時間を削減し、意思決定の迅速化やペーパーレスの実現を図ります。
- ・ペーパーレスのさらなる推進により、紙の購入費用などのコスト削減につなげ、新たな情報システムの導入時には可能な限り紙の印刷の必要がない運用を前提として業務の見直しを図ります。
- ・現在、紙で管理している公文書を電子データに拡大し全庁的に運用できるよう検討します。
- ・ペーパーレス化に伴い業務で扱う文書を電子データとして適切に管理・共有化し、電子データの散在・重複を避け、収受から廃棄までの一連の流れの効率的な管理を図ります。
- ・部署間の申請・届出・調査などでワークフローなどを活用することで、可能な限りデジタル化を進め、職員の事務負担や時間の削減につなげます。



電子決裁は従来の紙を用いた承認や決裁などの流れを電子化することを指します。紙の削減や電子化によるスピーディな決裁ができることから、公的機関でも導入が進んでいます。

しかしながら、紙を用いた添付書類が多い場合は、そのまま電子決裁システムへ移行することで、逆に非効率的になってしまうケースもあるため、電子決裁に併せてペーパーレス化も進める必要があります。

また、電子決裁を行うためには、電子データによる公文書の適切な管理・共有化が重要であり、前段として公文書管理システムの導入が必要不可欠です。

(2)基幹系システムなどの最適化【重点項目】

<目指す姿>

- ◆自治体システム標準化に合わせ、庁内システムの最適化
- ◆AI・RPA などを活用し、作業時間の短縮や業務効率の向上

<検討・実施事項>

- ・自治体システム標準化の対象となっている住民情報基幹系システム及び総合福祉システムなどの標準化対応を行います。
- ・既存システムの利用料や新規導入するシステムの構築費用は年々、増加傾向にあるため、既存システムの有効活用や徹底した業務プロセスの見直しを進めながら費用の抑制、適正化に向け取組ます。
- ・AI の活用や既に導入している RPA の対象業務を拡大するなど、今まで人が行っていた単純作業を自動化させ、作業時間の短縮、業務改善に努めます。
- ・ICT、IoT、AI 等の先端技術を産業分野、教育分野、防災分野に積極的に取り入れ、地域の課題をに役立てます。



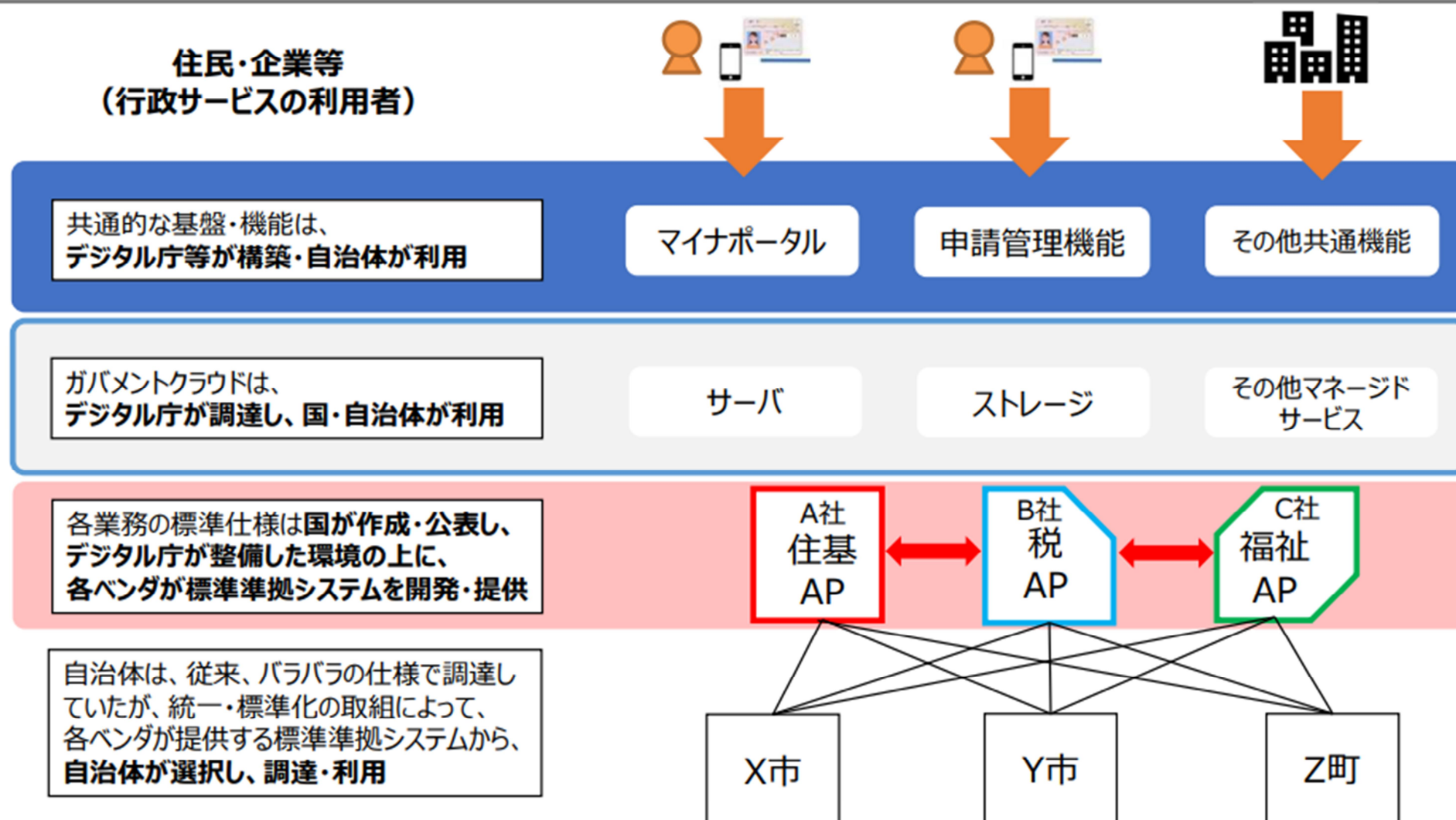
自治体システムの標準化のメリットとして「行政運営の効率化」、「住民サービス・住民の利便性の向上」、「コスト削減・ベンダーロックイン(特定の事業者(ベンダー)を利用し続けなくてはならなくて、他事業者の参入が困難な状態)の解消」といったことがあげられています。

自治体システム標準化対象 20 業務

1	住民基本台帳	7	児童手当	15	介護保険
2	個人住民税	9	子ども・子育て支援	16	生活保護
3	固定資産税	10	選挙人名簿管理	17	児童扶養手当
4	就学	11	法人住民税	17	戸籍
5	国民健康保険	12	軽自動車税	19	戸籍の附票
6	国民年金	13	健康管理	20	印鑑登録

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について（イメージ）

- 共通的な基盤やデジタルサービスの機能については、デジタル庁が調達・構築し、地方自治体が必要に応じ利用する。
- 地方自治体は、ガバメントクラウド上に各ベンダが構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、各業務で1つの最適なアプリケーションを選択し、調達・利用する（ベンダーロックインの回避・競争環境の確保）。



(3) デジタルの人材の育成【重点項目】

<目指す姿>

◆ デジタル技術やデータを効果的に活用できる職員の育成

<検討・実施事項>

- ・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)をはじめ、さまざまな機関が実施する講習会や自治体職員向けの専門研修を積極的に活用します。
- ・総務省が実施している地域情報化アドバイザー派遣制度を活用し、職員の研修や勉強会を開催し、業務改善意識の向上を図ります。
- ・加速度的にDXを推進するための新たな体制を確立し、市長から一般職員、会計年度任用職員まで、DXの基礎的な共通理解の形成や実践意識の醸成を図ります。
- ・グローバル社会で活躍する人材の育成に向けて、英語教育やICT教育など、魅力的で特徴のある教育活動を推進します。



総務省が実施した調査では地方自治体へのAI・RPAの導入に向けた課題として、「どのような業務や分野で活用できるかが不明」、「参考となる導入事例が少ない」等の回答が多く寄せられ、自治体職員の理解が進んでいないことがわかりました。

急速に進むデジタル化に対応するにはシステム導入と併せて、それを活用できる人材の育成が喫緊の課題となっています。

(4)個人情報保護・情報セキュリティ

<目指す姿>

◆安全・安心で万全なセキュリティ対策やデータ管理の実現

<検討・実施事項>

- ・龍ヶ崎市情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策を万全に行うとともに、職員研修を通じてセキュリティ知識の習得やモラル向上により個人情報保護の徹底を図ります。
- ・国の個人情報の保護に関する法律の改正とそれに伴い改正法及び新たに制定された龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、市民の個人情報及び情報資産の適切な保護を行います。



令和 3 年 5 月に個人情報保護法が改正され、地方公共団体ごとの制度や運用の不統一や不整合を解消するため、全国的な共通ルールが定められ、すべての地方公共団体は令和 5 年 4 月から、法の直接適用を受けることとなりました。それに伴い、本市も「龍ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、今後は改正された法及び条例に基づき個人情報の保護に努めることとなります。

一方で、インターネットの普及に伴い自治体や企業が持つ個人情報や機密情報を狙ったサイバー攻撃が巧妙化・高度化しており、情報セキュリティ機器の設置等の技術的対策と併せて情報を扱う側である職員のセキュリティ意識の向上といった人的セキュリティも重要となってきます。

3)地域社会

(1)マイナンバーカードの活用

<目指す姿>

◆マイナンバーカードが積極的に活用される社会の実現

<検討・実施事項>

- ・今後も普及していくマイナンバーカードの利点を国の政策に合わせて適切に周知し、利用を促進します。
- ・マイナンバーカードを利用し、コンビニで住民票の写しなどが受け取れる証明書交付サービスの利用促進及び取得できる証明書の拡大を検討します。
- ・マイナンバーカードを利用したオンライン申請における本人確認をはじめ、さまざまなサービスへの利用を検討します。



マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、高い安全性でなりすまし等ができない仕組みとなっています。そのため、オンライン申請等で本人確認方法として用いるなど、行政手続などに活用できるため、今後のデジタル社会の基盤になるといわれています。

(2)オープンデータの公開・活用

<目指す姿>

- ◆市が保有するデータを公開し、市民や事業者がそれを利活用し、様々な課題解決できる会の実現
- ◆データの活用による効果的な施策の展開の実現

<検討・実施事項>

- ・市が保有するデータを二次利用しやすい形で公開するオープンデータを拡充し、民間事業者などによる新たな価値の創造につなげます。
- ・市の持つ過去の実績データから傾向を分析し、高精度な予測を行うことで、行政だけでなく市民・事業者同士の協働により課題を解決できる仕組みづくりを検討します。
- ・政策効果の測定に関連する情報や統計などのデータを活用したEBPM(合理的根拠に基づく政策立案)を推進します。



オープンデータとは、行政機関等が保有する人口データや公共施設の位置情報等のデータを、誰でも二次利用を可能なルールで、公開しているものです。

公開されたオープンデータは、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働・市民参加の推進をはじめ、新たなサービスやビジネスの創出といった経済の活性化につながることから、国を始め、積極的に公開する自治体が増えています。

(3) デジタルデバイドの解消【重点項目】

<目指す姿>

◆誰も取り残されことなくデジタル化の恩恵を受けることができる社会の構築

<検討・実施事項>

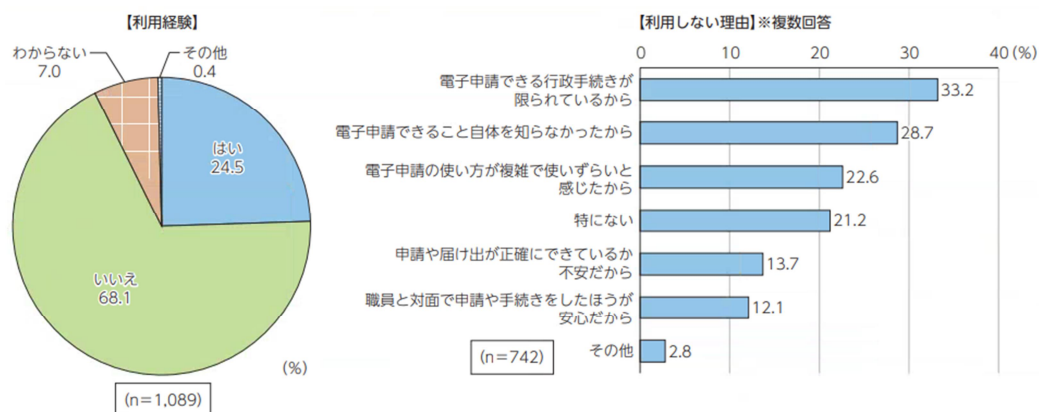
- ・高齢者やデジタル機器に不慣れな方に対して、スマートフォン講座などを開催し、デジタルデバイドの解消に取り組む。
- ・行政手続のオンライン化に際し、誰でも利用しやすいユーザビリティに優れたデザインなどを検討します。
- ・高齢者だけでなく障がい者や外国人などに対しても、行政サービスのデジタルデバイス対策について検討し、すべての方に優しい行政サービスの実現を目指します。



デジタル機器の年代別利用率を見てみると、高齢者の利用が低くなっており、その理由としては「自分の生活に必要がない」、「どのように使ってよいかわからない」といった意見が多数を占めています。

今後、ますます行政サービスのオンライン化が進むことから、利用者の不安を取り除き、デジタル化の恩恵を受けられる環境作りが必要です。

電子申請の利用経験と利用しない理由



令和3年度情報通信白書から抜粋(出典)トラスティバンク「行政手続のデジタル化に関するアンケート」

(4)多言語対応の充実

<目指す姿>

◆IT 技術を活用した多言語化対応を実現

<検討・実施事項>

- ・窓口対応でタブレット端末の翻訳機能などを活用し、窓口での多言語化対応を行います。
- ・申請システムなどの多言語化対応を行い、外国人でもオンライン申請などが出来るよう検討します。



AI や翻訳技術の進歩により、機械翻訳の精度は近年、飛躍的に向上しています。特に AI の代表的技術である深層学習(ディープラーニング)を取り入れることにより、より翻訳の精度が向上し、流暢に人間が使う言葉のように翻訳出来るようになりました。

今後、こういった AI を活用した翻訳は「言葉の壁」のない世界が実現すると予測されています。

■DX(ディーエックス)

DXとは、Digital Transformation の略で、ウメオ大学(スウェーデン)のエリック・ストルターマン教授が提唱した概念であり、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※「DT」ではなく「DX」と略されているのは、英語圏で「Transformation」の「Trans」の部分を「X」と略することが一般的であるため。

■RPA(アールピーエー)

Robotic Process Automation の略で、プログラムを使って業務を自動化する仕組みのことです。実際に人の手で時間をかけていた作業を自動化させることにより、大幅に効率化させることができる。

■デジタルリテラシー

デジタル技術を利用するに当たって必要とされる知識や能力のこと。

■Society 5.0

内閣府の第5期科学技術基本計画において提唱された、我が国が目指すべき未来社会の姿のことで、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)とされている。

なお、Society 5.0は、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。

■LINE(ライン)

LINE株式会社が提供するSNSアプリ。テキストを使ったチャットやスタンプなどのイラストでやりとりすることができるほか、インターネットを経由した無料電話を利用することができ、国内では9200万人(2022年9月現在)に利用されている。

■ICT(アイシーティー:information and communication technology)

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。情報通信技術のこと。

■ICT-BCP(アイシーティー・ビーシーピー)

ICT部門の業務継続計画のことで、災害時やサイバー攻撃あるいはマルウェア感染が発生した場合でも業務の継続性を確保し行政サービスを提供する計画のこと。

■インターネット

通信プロトコル(ネットワークでコンピュータ同士が通信を行う上でのルール)を用いて全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピュータネットワークのこと。

■イントラネット系システム

市役所本庁舎及び本庁舎と出先機関などを通信回線で結んだ情報通信機器のネットワークで、主に市民への情報提供、事務処理などを目的とした基盤及びシステムのこと。

■オープンソース

ソフトウェアの設計図にあたるソースコードをインターネットなどで無償公開し、誰でもそのソフトウェアの改良や再配布が行えるようにすること。また、そのようなソフトウェアのこと。

■オープンデータ

インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称を指し、自治体などが保有する統計情報など各種情報の公開が期待されている。

■クラウドサービス

利用者が自分のコンピュータでデータなどの処理を行うのではなく、主としてインターネットを経由して、インターネットの先につながっているサーバなどにデータなどの処理をさせ、各種のシステムサービスの提供を受けるといった形態のシステムの構築方式や利用形態の総称。

■公衆無線 LAN

多数の利用者を対象とした無線 LAN でインターネットを無償で提供するサービス。

■サーバ

コンピュータのネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。

■サイバー攻撃

インターネットを通じ、企業などのシステムを攻撃する行為。標的とする団体や個人の持つサーバや個別のパソコンに不正ログインし、そのシステム内のデータを改ざん、破壊、盗むなどを行う。なお、攻撃対象を社会基本インフラや政府機関をとしたものは、特にサイバーテロとも呼ばれる。

■GIS(ジーアイエス)

GIS(Geographic Information System の略で地理情報システムのこと)とは、位置や空間に関する様々な情報を、重ね合わせ、情報の分析・解析し、情報を視覚的に表示させるシステムのこと。

元々は専門的な分野で利用されており、近年では民間企業が無償で公開していることから、その活用範囲が広がっている。

■自治体クラウド

自治体クラウドとは、情報システムを外部のデータセンターで保有及び管理し、通信回線を經由して利用できるようにする取組で、地方公共団体の情報システムの集約や共同利用を進めることで、経費の削減及び住民サービスの向上などを図ることを目的としている。

■自治体情報システム標準化

現在の日本では人口の減少・高齢化に伴うインフラの維持費増大や働き手の減少などに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響も大きく、地方自治体業務のあり方の見直しやデジタル化の推進が求められている。

国においては、地方行政のデジタル化を推進するため、令和 3 年 9 月 1 日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を施行し、全国の自治体に対し基幹業務 20 業務のシステムを国が示す標準仕様に適合したシステム(標準準拠システム)へと移行することを求めている。

標準化対象 20 業務

- | | | |
|-------------|---------------|------------|
| 1. 住民基本台帳 | 2. 選挙人名簿管理 | 3. 固定資産税 |
| 4. 個人住民税 | 5. 法人住民税 | 6. 軽自動車税 |
| 7. 国民健康保険 | 7. 国民年金 | 9. 障害者福祉 |
| 10. 後期高齢者医療 | 11. 介護保険 | 12. 児童手当 |
| 13. 健康管理 | 14. 就学 | 15. 児童扶養手当 |
| 16. 生活保護 | 17. 子ども・子育て支援 | 17. 印鑑登録 |
| 19. 戸籍 | 20. 戸籍の附票 | |

■社会保障・税番号制度

国民一人一人に固有の個人番号(マイナンバー)を付番し、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行うための基盤となる制度。

■住民情報基幹系システム

市役所本庁舎内並びに本庁舎と西部出張所、東部出張所、市民窓口ステーション、保健センター及び給食センターを通信回線で結んだ情報通信機器のネットワークで、主に市民の生活に関する業務を処理することを目的とした基盤及びシステムなどを指す。

■総合福祉システム

生活保護・障がい者福祉・児童手当・児童扶養手当・子ども子育て・学童保育システムをワンパッケージ化した総合システムのこと。

■情報セキュリティ

重要だと考える「情報」に関して、機密を守り、誤った使用や改ざんを防ぎ、必要なときに安全確実に利用できるようにしておくこと。

■スマートフォン

携帯電話とパソコンPDA(携帯情報端末)の機能を組み合わせた多機能携帯電話のこと。

■SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。代表的なものとして、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどを指す。

■タブレット

スマートフォンより液晶画面が大きく液晶ディスプレイがタッチパネルとなっており、指などで操作するパーソナルコンピュータの総称。

■Twitter(ツイッター)

140 文字以内の「ツイート」と称される短文を投稿する情報サービスで、日本では「つぶやき」と意識され定着している。国内では LINE(ライン)に次ぐ 4,500 万人(令和 4 年 9 月現在)に利用されており、拡散性が高く、情報伝達が早いことが特徴。

■電子自治体

コンピュータやネットワークなどのICT(情報通信技術)を行政のあらゆる分野に活用することにより、国民・市民の方々と企業の事務負担の軽減、利便性の向上及び行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的で効果的な自治体を実現しようとするもの。具体的には、インターネットなどによる行政情報の提供、市民、企業、自治体との間の手続の電子化及びワンストップサービスの実現など。

■ビッグデータ

膨大かつ複雑多様なデータで、文字、数字、図表、画像、音声、動画など、様々なタイプのデータが含まれ、そのデータを解析することで産業・学術・行政・防災などの分野で活用されている。

■標的型攻撃

明確な意思と目的を持った攻撃者が特定の組織に対して情報の窃取や消去など特定の目的を遂行するために行うサイバー攻撃を行うこと。

■Facebook(フェイスブック)

実名を使いインターネット上で交流をするサービスのこと。世界最大のユーザ数を誇り、令和 4 年 9 月現在で 29 億人以上(国内では約 2,600 万人)のユーザがいるとされている。

■テレワーク

テレワークとは、ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方で、在宅勤務やサテライトオフィスの活用などがある。

■マイナポータル

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスで、例えば子育てに関する行政手続きがワンストップで行え、行政からのお知らせが自動的に届くなどのサービス。

■デジタル改革関連 6 法

①デジタル社会形成基本法、②デジタル庁設置法、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、④公的給付の支給などの迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録などに関する法律、⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理などに関する法律、⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律のこと。

■マイナンバーカード

ICチップを搭載したプラスチックカードで、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)及び本人の顔写真などが表示されている。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、公的個人認証を利用した自治体サービス、e-Tax などの電子証明書を利用した電子申請など、様々なサービスにも利用が可能。

■マルウェア

「悪意のあるソフトウェア (Malicious Software)」を短縮した言葉で、本人の同意なく勝手にインストールされる望ましくないソフトウェアを指す。マルウェアとして分類される悪意のあるソフトウェアの代表例としてウイルス、ワーム、トロイの木馬などがある。

■デジタルデバイド

コンピュータやインターネットなどの ICT を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる情報格差のこと。

■ワンストップサービス

行政手続きなどを行う際の負担などを大幅に軽減させ、利用者がその利便性向上を実感できるよう、関連する行政手続きなどを一度にまとめて行えるようにしたものです。ワンストップ化したもの。

■電子決裁

紙文書ではなく情報システムを利用して意思決定を行うこと。

■BPR

BPR(Business Process Re-engineering(ビジネスプロセス・リエンジニアリング))の略称で業務や組織の根本的な見直しを行う取り組みを指す。

○龍ヶ崎市情報化推進に関する規程(平成 20 年 3 月 21 日訓令第 6 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、市における情報化の推進体制を定めることにより、情報化施策を円滑に推進し、情報通信技術を用いて行財政の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(情報化統括責任者)

第 2 条 前条の目的を達成するため、情報化統括責任者(以下「CIO」という。)を置く。

2 CIO は、庁内における行政の情報化を総合的に推進するものとする。

3 CIO は、副市長をもって充てる。

(情報化責任者)

第 3 条 CIO を補佐するため、情報化責任者を置く。

2 情報化責任者は、各部等における情報化施策の統一的、効率的及び効果的な推進に努めなければならない。

3 情報化責任者は、総合政策部長をもって充てる。

(アドバイザー)

第 4 条 情報通信技術の専門的視点から意見を聴取するため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、情報通信技術に関する専門知識を有する者を充てるものとする。

3 アドバイザーは、次条第 1 項に規定する龍ヶ崎市情報化推進委員会に出席し、意見を述べることができる。

(龍ヶ崎市情報化推進委員会)

第 5 条 次に掲げる事項を審議するため、龍ヶ崎市情報化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 情報化基本計画の策定及び改訂に関すること。

(2) 情報化施策の推進及び調整に関すること。

(3) 社会保障・税番号制度の導入及び運用等に関すること。

(4) システムの導入等に係る予算化に関すること。

(5) 前各号に定めるもののほか、情報化の推進に関すること。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員長は、副市長をもって充てる。

6 副委員長は、総合政策部長をもって充てる。

7 委員は、部長(総合政策部長を除く。)及び議会事務局長をもって充てる。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見

を聴くことができる。

3 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(情報化推進検討部会)

第 7 条 委員会は、第 5 条第 1 項各号の事項を調査し、又は研究させるため、委員会に情報化推進検討部会(以下「検討部会」という。)を置く。

2 検討部会は、検討部会長及び検討部会員をもって組織する。

3 検討部会長は、デジタル都市推進課長をもって充てる。

4 検討部会員は、デジタル都市推進課長、企画課長及び財政課長をもって充てる。

5 検討部会は、委員会から付議された事項について、調査し、又は研究し、検討部会長がその結果を委員会に報告しなければならない。

(専門部会)

第 7 条 委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門部会長及び専門部会員をもって組織する。

3 専門部会長及び専門部会員は、職員のうちから委員長が指名する。

4 専門部会は、委員会から付議された事項について、調査し、又は研究し、専門部会長がその結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第 9 条 委員会、検討部会及び専門部会の庶務は、総合政策部デジタル都市推進課において処理する。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 22 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 4 月 14 日訓令第 16 号)

この訓令は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 7 月 1 日訓令第 36 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成 25 年 3 月 19 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 31 日訓令第 10 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 29 年 3 月 13 日訓令第 11 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 2 月 27 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。